

令和3年2月

沖縄県喀痰吸引等業務登録申請等実施要綱
一部改正の概要について

[1]

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（以下、「施行規則」という。）の一部改正により、施行規則附則第8条の2の規定に基づく認定特定行為業務従事者の死亡等に係る届出について、同条第1号に掲げる「死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合」を除き、認定特定行為業務従事者認定証の添付を不要とされた。

施行規則の改正に伴い、沖縄県喀痰吸引等業務登録申請等実施要綱第6条第5項の欠格事由等に該当する場合の届出について、「死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合」を除き、認定特定行為業務従事者認定証の添付を不要とする。

[2]

沖縄県における行政手続の押印見直しについて（令和3年1月22日付総行第392号）に基づき、沖縄県喀痰吸引等業務登録申請等実施要綱の各様式において、申請者の押印を不要とする。